

上河内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（上河内都市計画区域マスタープラン）の決定について（栃木県決定）

1. 付議の理由

栃木県が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、「都市計画区域マスタープラン」）の都市計画を決定するにあたり、都市計画法18条により関係する市町への意見照会があったことから、審議会の意見を伺うため付議するもの

2. 「都市計画区域マスタープラン」とは

■モータリゼーションの進展や少子高齢化などの社会情勢の変化を背景に、都市が郊外に広がるという都市化社会から安定・成熟した都市型社会へ変化していることなどに対応するため、平成12年に都市計画法が改正され、設けられた制度である。

（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）
 第六条の二 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

■都市計画区域ごとの都市計画の基本的な方向性を示すもので、県が策定するもの。

■定める内容（法第六条の二）

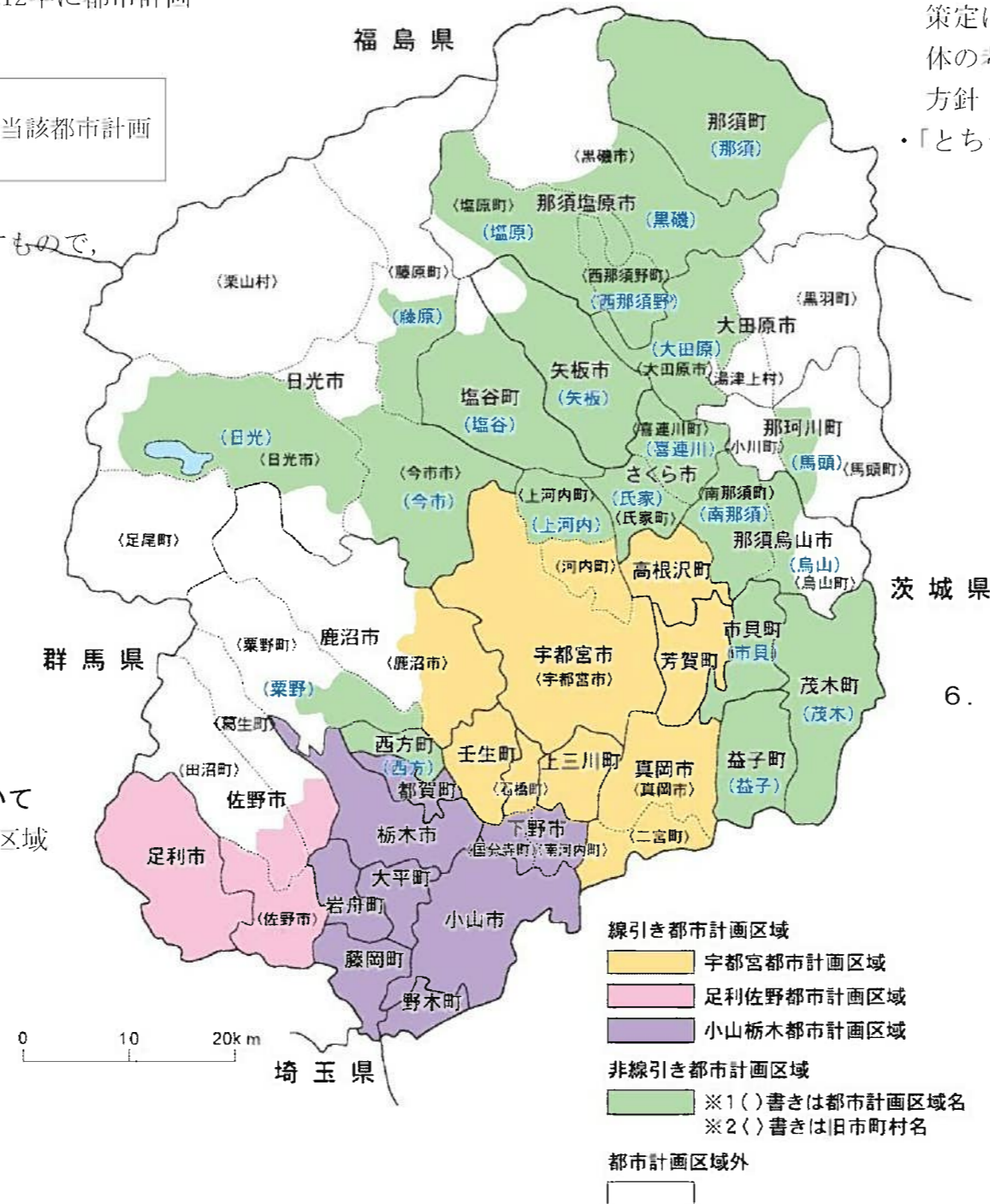
- ・都市計画の目標
 （目標年次、都市づくりの基本理念、市街地像 等）
- ・区域区分（線引き）決定の有無及び区域区分を定める際の方針
- ・主要な都市計画の方針
 （土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業 等）

3. 県内における「都市計画区域マスタープラン」について

本県においては、平成16年4月に現在の「都市計画区域マスタープラン」を策定した。（右図参照）

- ・線引き都市計画区域：3区域 23市町
- ・非線引き都市計画区域：21区域 21市町

栃木県都市計画区域図



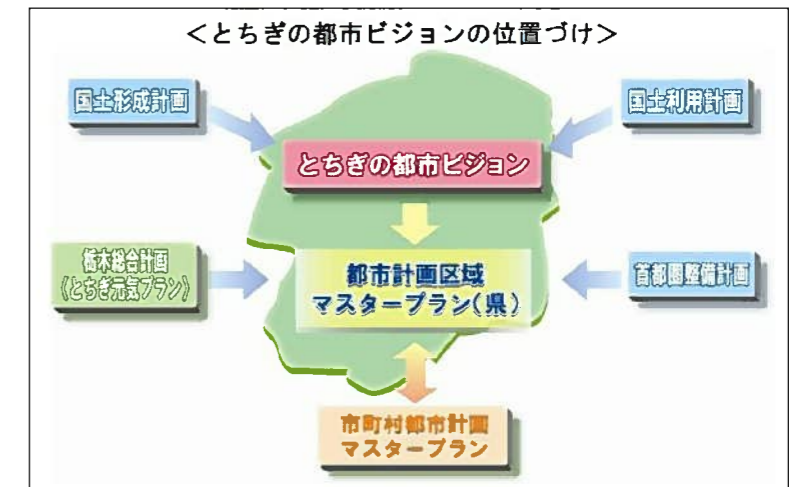
4. 見直し・改定について

昨今の少子高齢化の更なる進展、環境問題への対応等、都市を取り巻く状況が大きく変化していることから現行の「都市計画区域マスタープラン」の見直し策定を行うものである。

- ・線引き都市計画区域：3区域（宇都宮、小山栃木、足利佐野）
- ・非線引き都市計画区域：15区域（上河内、大田原、矢板、那須 ほか）

5. 策定方針・位置付け等について

- ・「都市計画区域マスタープラン」は、県が策定するものであるが、策定に当たり、都市計画の専門家や、市町の意見を聴き、栃木県全体の考え方を示した「栃木県都市計画区域マスタープラン 策定基本方針（平成21年11月）」を定めた上で策定している。
- ・「とちぎの都市ビジョン（平成21年11月）」を踏まえて策定している。



6. とちぎの都市づくりと見直しの方向性

■都市づくりの方向性の概要

- ・既存の社会基盤の活用と効率的な財政投資による都市づくり
- ・公共交通ネットワーク構築による各地域の連携を図った都市づくり
- ・歴史・文化等生かした魅力ある都市づくり
- ・良好な景観に恵まれた自然環境と共生した都市づくり

■「とちぎの都市ビジョン」で示された“拡大成長型の都市づくりから、持続可能な都市づくり（集約型都市づくり）への転換”の方針に沿って区域の特性に合った考え方・取り組みを整理

上河内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（上河内都市計画区域マスタープラン）の決定について（栃木県決定）

栃木県総合計画（H13.3 栃木県策定）
 活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”



上河内都市計画区域マスタープラン（H16.4 栃木県策定）

○都市計画の目標

(1)目標年次 平成 22 年
 都市計画区域 上河内町
 都市計画区域内人口 約 9,400 人

(2)基本理念
 ・良好な都市基盤の整備
 ・自然と歴史・文化資源生かした快適で活力ある都市の実現
 ・少子高齢社会などの社会構造の変化に対応した快適で活力ある都市の実現

(3)地域ごとの市街地像
 ・自然の保全、農林業との調和に十分配慮し、自然と調和した魅力ある市街地形成を目的に役場周辺を中心とした市街地構造
 ・均衡ある発展と周辺市町への連携を図った都市構造の構築

○区域区分の有無
 区域区分を定めない
 ・人口増加率及び建築確認数の減少
 ・用途地域の指定を行い適切な土地利用を図れるよう努めている

○主要な都市計画の決定の方針

(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
 農林業との健全な調和を図りながら、計画的な都市的土地利用の形成又は整備を推進する

(2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
 本区域内における交通体系を強化し、隣接する市町との広域的な連携を図る

(3)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
 土地区画整理事業の導入、土地の有効利用を進め、都市防災機能の向上を図る

(4)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
 羽黒山や鬼怒川をはじめ残された貴重な自然環境、自然景観を保全し、自然と共生する都市づくりを推進する

栃木県都市計画区域図（抜粋）



上河内町都市計画マスタープラン（H14.3 上河内町策定）
 目標年次：平成 32 年 計画の範囲：上河内町全域

宇都宮市都市計画マスタープラン（H12.12 宇都宮市策定）
 目標年次：平成 22 年 計画の範囲：宇都宮市全域

栃木県総合計画（H18.2 栃木県策定）
 とちぎ元気プラン

とちぎの都市ビジョン（H21.11 栃木県策定）
 とちぎの集約型都市づくり



上河内都市計画区域マスタープラン（H23.4 栃木県策定予定）

○都市計画の目標

(1)目標年次 平成 27 年
 都市計画区域 宇都宮市上河内地域
 都市計画区域内人口 約 9,500 人

(2)基本理念
 ・地域特性を生かした集約型都市づくり
 ・地域公共交通を生かした交通ネットワークの構築
 ・環境に配慮した都市づくり
 ・歴史・文化等を生かした魅力ある都市づくり

(3)本地域の将来都市構造
 (4)地域ごとの市街地
 森林や優良農地などの保全と活用を図り、宇都宮市中心部や周辺市町との連携により、人口の定着と活力ある市街地構造を目指す

○区域区分の有無
 区域区分を定めない（一部地域では市街地拡散に対する土地利用規制必要）
 ・現在人口は増加傾向であるが、H27をピークに人口減少が予測
 ・農地法などの法律により土地利用の適切な規制・誘導が可能
 ・特定用途制限地域の活用により、建築物の用途に関する規制・誘導を図り、自然環境や営農環境の保全が可能であること。

○主要な都市計画の決定の方針

(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
 既存ストックの有効活用と社会基盤の維持・継承に配慮した土地利用を図る

(2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
 宇都宮の中心部や近隣市町との連携を強化する都市間連携軸の整備と都市機能の向上や生活を支える身近な都市内連携軸の形成

(3)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
 都市機能の更新、土地の高度利用化を進め、都市防災機能の向上を図る

(4)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
 羽黒山の森林や田園地帯、平地林、鬼怒川などの河川などの自然環境・自然景観を保全し、有効に活用した都市づくりを推進する

栃木県都市計画区域図（抜粋）



宇都宮市都市計画マスタープラン（H22.4 宇都宮市策定）
 目標年次：平成 34 年 計画の範囲：宇都宮市全域



上河内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（上河内都市計画区域マスタープラン）の決定までのスケジュール（栃木県決定）

年 月	上河内都市計画区域 (非線引き：15 都市計画区域)	宇都宮都市計画区域（参考） (線引き：3 都市計画区域)
H21.11 月	都市計画区域マスタープラン策定基本方針の決定	
H22.7 月～	国土交通省・県・市町調整	国土交通省・農政局・県・市町調整
9 月	栃木県都市計画区域マスタープラン（素案）作成，市町への意見照会	
	都市計画区域マスタープラン（非線引き都市計画区域）に関する市町説明会	
10 月		都市計画区域マスタープラン（線引き都市計画区域）に関する市町説明会
		都市計画区域マスタープランと区域区分の変更構想の縦覧（県，関係市町） 縦覧者数 11 人 意見の申出なし
11 月	都市計画区域マスタープランの構想の縦覧（県，関係市町） 縦覧者数 1 人 意見の申出なし	公聴会 宇都宮都市計画区域（4 市 4 町）では，鹿沼市・真岡市・高根沢町・壬生町でも開催 傍聴者数 32 人 公述人なし
12 月	公聴会 傍聴者 4 人 公述人なし	国との事前協議
H23.1 月	国との事前協議	
2 月	都市計画区域マスタープランの案の縦覧（県，関係市町） 市都市計画審議会（2/14）	
3 月	県都市計画地方審議会	
4 月	都市計画区域マスタープランの決定告示（県）	
6 月		都市計画区域マスタープランと区域区分の変更案の縦覧（県，関係市町） 市都市計画審議会
8 月		県都市計画地方審議会
10 月		都市計画区域マスタープランの決定及び区域区分の変更告示（県）